

## 監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する、第 199 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項の規定に基づき、令和 3 年 9 月 10 日までに実施しました令和 3 年度定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 3 年 11 月 12 日

四日市港管理組合

監査委員 伊 藤 隆

監査委員 荒 木 美 幸

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査基準の準拠及び監査の種類

本定期監査は、「四日市港管理組合監査委員監査基準」第 2 条第 1 項第 1 号の財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項）及び同項第 2 号の行政監査（同法第 199 条第 2 項）を、同法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施しました。

#### 2 監査の対象及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか検証、確認するとともに、令和 2 年度監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握し、改善状況を検証することに着眼し、これらに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

#### 3 監査の実施内容

##### ア 実施箇所

（経営企画部）

総務課、企画課、振興課、港営課、建設課、防災営繕課

（ 室・局 ）

出納室、議会事務局、監査委員事務局

#### イ 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、令和3年8月18日及び9月6日から同月7日並びに9月9日から同月10日の計5日間、監査委員が当管理組合において、関係者から事情聴取を行うなどにより、実施しました。

#### 第2 監査の結果及び意見

監査基準に従い監査した結果、概ね、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めていると認められるが、次のとおり、事務事業の執行等に関する意見があるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

#### 事務事業の執行に関する意見

##### 【四日市港管理組合全体】

##### (1) 公用車の事故にかかる事故防止対策の向上について

令和2年6月から11月にかけて公用車の事故が多発しており、今後、事故の再発防止に努められたい。

公用車事故の行政に与える影響も鑑み、管理組合として公用車の事故防止に向けたより効果的な取組について検討されたい。

##### (2) 内部統制の推進について

霞ヶ浦地区北埠頭81号岸壁の整備等で事業量の増加が想定されるなか、受注者との関係や発注業務の適正化に、さらに注意を払う必要がある。

内部統制に取り組むなかで、必要な規程を定めるなど取組みを進められたい。

##### 【総務課】

##### (1) 人材育成について

プロパー職員は経験年数が長く、専門知識をベースとして積み上げられた経験、スキ

ルは管理組合の財産である。プロパー管理職の育成を含めた四日市港の将来を見据えた人材育成を進められたい。

#### 【企画課】

##### (1) みなとまちづくりプランの進捗について

令和2年6月に設立された「四日市みなとまちづくり協議会」において、現在「みなとまちづくりプラン」の策定が進められているところであるが、今後のスケジュール感、方針及び予算規模が定まっていない状況にある。

四日市市の事業と歩調を合わせ、最大の相乗効果がうまれるように関係各機関と連携して検討を進められたい。

#### 【港営課】

##### (1) 放置艇対策及び港湾施設の管理・運營業務について

プレジャーボート等港湾施設使用許可について、未許可船舶が21隻残っていることから、引き続き所有者に使用許可申請を促していくとともに、条例に基づき適正に対応されたい。

なお、放置艇対策という新たな事務分掌も増えたことから、以前と比較して港営課に港の本来的な業務が集中し組織の肥大化が懸念されることであることから、管理組合として適正な組織のあり方を検討されたい。

#### 【議会事務局】

##### (1) 海外港湾事情調査について

管理組合議員の海外港湾事情調査については、これまで調査結果は報告書としてまとめられているとともに、調査結果が管理組合の運営にどのように活かされているのかについても検証されたところであるが、調査自体が慣例化することのないよう、引き続き努められたい。